

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
一般廃棄物処理施設 (容器包装プラスチック (その他プラスチック)及 び資源ごみの選別、圧 縮梱包施設)	大阪市西成区津 守三丁目 146 番 5 の一部及び 146 番 6 の一部	1,950.40 m ²	処理能力 ・容器包装プラスチック(その他プ ラスチック):25t/日 ・資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル 及びその他金属):75.76t/日

理 由

家庭から排出される容器包装プラスチック(その他プラスチック)の異物除去、圧縮梱包及び資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル及びその他金属)の選別、圧縮梱包を行い資源として再利用するため、建築基準法第 51 条のただし書の規定により、一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可をしようとするものである。

(参 考)

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		一般廃棄物処理施設	
位 置		大阪市西成区津守三丁目 146 番 5 の一部及び 146 番 6 の一部	
敷 地 面 積		1,950.40 m ²	
地 域 地 区		工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）	
施 設 の 概 要	主 要 用 途		一般廃棄物処理施設 （容器包装プラスチック(その他プラスチック)の異物除去、圧縮梱包及び資源 ごみ(ビン、缶、ペットボトル及びその他金属)の選別、圧縮梱包を行う施設）
	建 築 物	建物用途	産業廃棄物処理施設（新築）
		建築面積	1163.82 m ²
		延べ面積	1571.31 m ²
		構造・階数	鉄骨造・2 階建
	処 理 能 力		容器包装プラスチック(その他プラスチック)：25t/日 資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル及びその他金属)：75.76t/日
	備 考		再利用資源として利用

(5 頁～ 7 頁図面参照)